

こんなときは

減免とは、税が確定したあとで個人の納税力に不利な状況が生じた場合など、その状況を考慮して税を軽減する措置です。その対象となる税目は、市税のうち市民税・固定資産税などで、対象となるかたは次のような事由に該当するかたです。（下記の事由は昭和47年度の場合です）

1 市民税

- 当該年度の属する1月2日以降に納税者が死亡し、相続人において納税が著しく困難な人。
- 当該納期の末日前3カ月から引き続き失業、休業または廃業中のかたで納税が著しく困難な人。
- 当該年の普通所得の金額の見積額が、前年中の普通所得の金額に比べ2分の1以下に減少することが予測され、納税が著しく困難であると認められる人。
- 賦課期日の翌日以後、生活保護法第11条第1項の規定による扶助を受けることとなった人。
- 障害者、未成年者、老年者または寡婦で前年中の合計所得金額が50万円以下のの人。
- 納税者またはその者と生計を一にする親族で、規則で定める者の疾病または負傷により、納税が著しく困難であると認められる人。

2 固定資産税

- 土地または建物が公共事業のために使用収益することができないとき。
- 災害（火災、落雷、風水害など）によって固定資産が滅失し、または著しく価値を減じたとき。
- 取り崩しにより、3月末日までに滅失した家屋（移築または改築のため取り崩したもの除く）。

3 軽自動車税

- 身体障害者のために使われる車。

減免のおもな事由は上記のとおりですが、これ以外にも減免事由はあります。

【減免の手続き】減免は申請主義です。印鑑と納税通知書を持って市役所税務課へおこしください。減免申請用紙は同課にあります。なお、各税目により申請期間、ご持参願う書類などが異なりますので、くわしくは同課（電話③2121）へお問い合わせください。

その一つは、年税額からその報奨金額を差し引いた金額を納付して

税金を前納したいときは

【問】市・県民税と固定資産税を、一度に年間全額を納めたいと思いますが、どうすればよいのでしょうか。また、そうすれば何か特典があるのですか。

納税に関するご質問

税のこよみ

月次	申告	納付
1月	固定資産税の償却資産申告 源泉徴収義務者の法定調書提出	個人市・県民税第4期分
2月		固定資産税・都市計画税第4期分
3月	所得税確定申告（15日まで）	
4月	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	固定資産税・都市計画税第1期分 軽自動車税
5月	高額所得者の公示 3月期決算法人の法人市民税申告	3月期決算法人の法人市民税分
6月		個人市・県民税第1期分、同特別徴収分
7月		固定資産税・都市計画税第2期分
8月		個人市・県民税第2期分
9月		個人市・県民税第3期分
10月		9月期決算法人の法人市民税分
11月	9月期決算法人の法人市民税申告	所得税（給与所得）の年末調整 固定資産税・都市計画税第3期分
12月		

児童手当四月から

十才未満まで支給

手続きを3月末まで受け付けています。

接種日には必ず体温をはかっておこしください。

おこしください。

おこしください。